



戦後における自由と民主主義のたたかい③

国民主権と選挙制度

『学習の友』（2025年9月号、学習の友社）

はじめに

選挙への注目が高まっています。これにはさまざまな背景がありますが、差し当たり以下の点を指摘しておきたいと思います。

その第1は、小選挙区比例代表並立制という現行の衆院選挙制度や選挙運動についてのルール設定が国民主権を実現する仕組みとして適切なのかという以前からの懐疑論があるからです。第2に、参政党の参戦や最近の東京都知事選、兵庫県知事選などで注目を集めるようになったインターネットや交流サイト（SNS）による選挙における情報環境の激変です。そして第3に、総選挙や都議選、今回の参院選での与党の敗北や苦戦によって示された一票の威力と有効性の回復です。

選挙での一票が劇的に政治地図を塗り替え、「自民党一強」という壁を打ち砕きました。有権者は「投票すれば変わる」という実感を得ることができたのではないのでしょうか。これが「主権者の力」です。その力が、総選挙と参院選で発揮されました。

そもそも、選挙とは何でしょうか。それはどのような原則のもとにどのような制度を生み出してきたのでしょうか。公正な選挙とは何か、選挙情報の正しい伝達と取得、選挙運動の公正と自由などについて検討し、国民主権を行使するうえで望ましい選挙制度について考察したいと思います。

選挙とは何か

民が主体となってルール形成に加わることを民主主義と言います。民が多数になれば、代表を選ぶ必要が出てきます。直接民主主義から間接民主主義への移行です。この代表を選ぶ行為が選挙になります。

そこには選ぶ人と選ばれる人が存在しています。誰がどのように選び、選ばれるのか、その取り決めを定めたものが選挙制度や選挙のルールです。選ぶ権利を持つ人は

有権者であり、選ばれる候補となる人は候補者です。このどちらが欠けても選挙は成り立ちません。

選ばれる人が決まっていれば、選挙は無意味になります。この点で、世襲によってあらかじめ選ばれることが決まっていたり、有力者が毎回選ばれたりすることは望ましくありません。また、選ぶ側が様々な制約によって自由に選ぶことができないということも選挙の有効性を損ないます。誰もが候補者になることができ、自由に投票することが選挙の最低条件です。

国民が代表者を自由に選ぶ権利を持っているというのが国民主権の本旨です。その権利は自然に得られたものではなく、それを妨害しようとする権力との長い間の闘いによって、戦後になってからようやく実現したものだということを忘れてはなりません。

選挙の原則

選挙には様々な原則があります。第1に、身分や所得、性別、人種などによって制限された「制限選挙」ではなく、一定の年齢以上の構成員が全員参加できる「普通選挙」でなければなりません。日本では100年前まで納税額が一定以上の男性にしか選挙権が与えられず、女性と納税額の低い男性は投票できませんでした。しかし1925年に普通選挙法が成立し25歳以上の男性全員に選挙権が与えられ、その20年後の1945年に女性にも選挙権が与えられました。このような「普通選挙」は先人たちが勝ち取った権利なのです。

第2に、経済的・社会的な地位や身分、階層などによって代表の数が異なる「等級選挙」ではなく、投票の価値に差のない「平等選挙」でなければなりません。1888年制定の市制・町村制では市や町村に序列をつけて当選者数を一定にしたため一票の価値に大きな差が出ました。

第3に、選挙する人を選ぶ「間接選挙」ではなく、直接代表を選ぶことのできる「直接選挙」でなければなりません。「選挙人」を選ぶアメリカの大統領選挙では、2016年にクリントン候補の方が200万票も多かったのにトランプ候補に敗れています。

このほか、誰が誰に投票したかがわかる「公開選挙」ではなく、投票した内容が分からない「秘密選挙」であること、投票しないものを処罰する「強制選挙」ではなく、棄権することのできる「任意選挙」であることなども重要です。

これらの原則は、基本的に現行の選挙制度によって満たされています。しかし、それが実質的に阻害されていないかどうかは別問題です。これらの原則がきちんと守られ、公平で公正な選挙となっているかどうか、不断の監視と点検が必要です。

「正当」な選挙とは

日本国憲法は、その前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と定めています。ここに言う「正当な選挙」とは何でしょうか。その前提は、先に見た選挙の原則がきちんと守られていることです。しかし、それだけではありません。

その他に選挙制度の問題があります。有権者の一票が正しく議席に反映される制度でなければならないということです。この点で、小選挙区制には大きな問題があります。現在の日本の選挙制度では衆院の半分以上が小選挙区で、参院でも 32 の 1 人区があります。東京都議会などの地方議員の選挙でも 1 人区があります。

第 1 に、選挙結果が逆転する可能性があるということです。投票総数の多数と少数が入れ替わる可能性のある小選挙区制は致命的な欠陥があり、「正当な」選挙制度としての資格を欠いています。

第 2 に、膨大な「死票」が出るということです。小選挙区では 1 票でも上回れば当選できます。すべての選挙区で同様の結果が出れば、半数近くの票が「死ぬ」ことになります。これだけの民意が失われてしまう制度は「正当」とは言えません。

第 3 に、一票の価値に大きな差が生まれやすく、是正が難しいということです。現状でも都市部と農村部では 2 倍以上の格差があり、人口移動によって拡大する傾向にあります。選挙区割りの変更によって改善しようとすれば、生活圏や行政区画と矛盾したり、複雑な変更になったりしてしまいます。

第 4 に、大政党に有利に、小政党に不利になりやすいという問題もあります。選挙区の定数が多ければ小政党にもチャンスが生まれますが、定数が 1 では相対的に大きな政党が有利になり、小政党にはチャンスがなくなります。

これらの点からすれば、小選挙区制には大きな欠陥や問題があり、「正当な」選挙を実施できる制度とは言えません。小選挙区制は憲法に違反するものであり、早急に改善が必要です。

選挙における情報の伝達と取得

「正当な」選挙のためには、情報の伝達や取得が正しくなされることも必要です。ここで大きな問題となるのが、最近注目され、今回の参院選でも大きな威力を発揮したネットや SNS を通じての選挙運動です。

ネット型選挙運動が注目を集めたのは衆院東京 15 区補選、東京都知事選や兵庫県知

事選などで、2024 年は「SNS 選挙元年」と言われました。先の通常国会では、選挙ポスターの品位保持規定を新設する公職選挙法（公選法）改正が行われ、付則には偽情報の拡散を念頭に「必要な措置」を講ずることも明記されています（注 1）。選挙運動にも品位や節度が必要だというわけです。

ネットや SNS のような「ニューメディア」に対してテレビや新聞は「オールドメディア」と呼ばれるようになりました。しかし、政治や選挙に関する情報を得る主なメディアとしては、ネットや SNS が 22.5%なのにテレビは 54.9%と 2 倍以上という調査もあります（注 2）。今も旧来のジャーナリズムの役割は大きいということでしょう。

注 2) 資料出所：『東京新聞』7 月 9 日付。

必要なのは、リアルとバーチャルを結合して有権者の関心を高め正確な情報を伝えることです。ネットで偽情報の拡散に騙されたり手を貸したりするのではなく、真偽を見極めるリテラシー（判断・理解能力）を高める必要があります。有権者の知的力量を高めるという点で、社会教育の一環を担っている労働者教育協会は大きな役割を果たすことができるでしょう。

選挙運動の公正と自由

選挙の公正と正しい情報の伝達を確保するうえで重要なことは、ネットなどでのバーチャルな運動を規制するだけでなく、リアルな運動の機会を増やして有権者とのコミュニケーションを強化することです。この点で最善の方策は、選挙運動の自由を可能な限り拡大することです。

現在の公選法は「べからず集」とも言われ、多くの規制が定められています。これをできるだけ取り払ってビラ配布などの選挙活動の自由を拡大し、政策や候補者についての正しい情報が広く行き渡るようにしなければなりません。

とりわけ、選挙運動期間中の戸別訪問の禁止は先進国では日本だけであり、直ちに解禁するべきでしょう。選挙運動のスタッフが個別に家庭を訪ね、有権者と対話して支持を拡大することは先進国では一般的で主要な選挙運動のやり方です。そうすれば、有権者の疑問に答えて誤解を解き、誤った情報の流布を防ぐこともできます。

新聞などのメディアも、政党や候補者間の公平に配慮しつつも、それに過度にとらわれることなく積極的に報道することが必要です。自主規制に閉じこもるのではなく、ネット上の虚偽や真偽不明情報の拡散に対してファクト・チェックを行って検証するなど、独自の役割を果たさなければなりません。

望ましい選挙制度とは

議会への代表を選ぶ選挙の目的は、主権者に代わって議論しルールの作成を行うことです。議会での意見の構成はできる限り民意を反映していなければなりません。ひとことで言えば、「民意の縮図」を作ることです。

この点で、最も望ましい選挙制度は、支持の構図がそのまま代表の構成となる比例代表制です。各政党や候補者の得票割合に応じて当選者が決まるからです。すべての投票が候補者の当選に反映され、「1票の価値」の不平等や「死票」はほとんど出ません。

ただし、比例代表制でも選挙区の広さによっては、当選に反映されない「死票」が出ます。全国が一つの選挙区であればそれは最小になり、細かく分割されればされるほど増えていきます。この点からすれば、全国が一つの比例代表制が最も望ましいことになります。

しかし、それでは選挙運動が苛酷になる、地域の特賞に応じた代表の性格を持たせたいなどの理由から、いくつかのブロックに分けることも考えられます。その場合でも、できるだけ広い選挙区とする方が望ましいということになるでしょう。

この点からすれば、民主的で「正当な」選挙制度としての基本的な条件を備えていない小選挙区制は完全に失格です。また、現行の小選挙区比例代表並立制が導入されるときに主張された「政党主体で政策本位の選挙になる」「派閥間のサービス競争が抑制され、金権・腐敗政治が一掃される」などのメリットはまったくありませんでした。一種の「神話」にすぎなかったのです。

「政治改革」が「選挙制度改革」にすり替えられ、小選挙区制と政党助成金が導入されても、「政治とカネ」の問題は解決されませんでした。今日に至るも金権政治がなくならなかったことは、政治資金パーティーをめぐる裏金事件が明らかにしています。

むすび

民主主義の実現にとって、選挙は死活的な重要性を持っています。それは国民主権を実現するための手段であり、それを通じて国民が政治の主人公になることができるからです。それが有効に機能しなければ、憲法で保障された国民主権は有名無実となり、権力が盗み取られ、有権者は「無権者」となってしまうでしょう。

この点で、小選挙区制は最も望ましくない制度です。それが組み込まれている衆院の選挙制度は民主的な選挙制度とは言い難く、一日も早く改善することが求められて

います。

現行の選挙は、選挙運動における選挙情報の取得、政策の広報という点でも多くの問題を抱えています。今日の男女平等の選挙は、戦前の納税額での差別、男性のみという制約を取り除くための普通選挙運動によって闘い取られたものであり、「正当な選挙」であるべきことは憲法によって求められています。

民主政治にふさわしい、国民主権が正しく行使される選挙制度は国民の主権が正当に行使されるための前提条件です。それによって「民意の縮図」が実現されなければなりません。そのための闘いは、これからも続きます。

参考文献

五十嵐仁『一目でわかる小選挙区比例代表並立制』労働旬報社、1993 年

五十嵐仁『徹底検証 政治改革神話』労働旬報社、1997 年

五十嵐仁『概説現代政治―その動態と理論 [第 3 版]』法律文化社、1999 年

五十嵐仁『現代日本政治―「知力革命」の時代』八朔社、2004 年

五十嵐仁『18 歳から考える日本の政治 [第 3 版]』法律文化社、2021 年

別表１：党派別当選者数の推移

	当選	改選	改選 との増減	新勢力
自 民	３ ９	５ ２	－ １ ３	１ ０ １
立 憲	２ ２	２ ２	０	３ ８
公 明	８	１ ４	－ ６	２ １
維 新	７	６	１	１ ９
共 産	３	７	－ ４	７
国 民	１ ７	４	１ ３	２ ２
れいわ	３	２	１	６
参 政	１ ４	１	１ ３	１ ５
社 民	１	１	０	２
保 守	２	０	２	２
みらい	１	０	１	１
諸派	０	１	－ １	１
無所属	８	７	１	１ ３ [*]
計	１ ２ ５	１ １ ７	９	２ ４ ８

*新勢力の無所属 13 人のうち、与党系 1、野党系 11、その他 1。

別表 2：党派別得票数の推移（万票）

		今回（2025 年）	前回（2022 年）	増減
自民	比例	1 2 8 1	1 8 2 6	－ 5 4 5
	選挙区	1 4 4 7	2 0 6 0	－ 6 1 3
立憲	比例	7 4 0	6 7 7	6 3
	選挙区	9 1 2	8 1 5	9 7
公明	比例	5 2 1	6 1 8	－ 9 7
	選挙区	3 1 8	3 6 0	－ 4 2
維新	比例	4 3 8	7 8 5	－ 3 4 7
	選挙区	3 4 5	5 5 3	－ 2 0 8
共産	比例	2 8 6	3 6 2	－ 7 6
	選挙区	2 8 3	3 6 4	－ 8 1
国民	比例	7 6 2	3 1 6	4 4 6
	選挙区	7 1 8	2 0 4	5 1 4
れいわ	比例	3 8 8	2 3 2	1 5 6
	選挙区	1 8 8	9 9	8 9
参政	比例	7 4 3	1 7 7	5 6 6
	選挙区	9 2 6	2 0 2	7 2 4
社民	比例	1 2 2	1 2 6	－ 4
	選挙区	3 0	1 8	1 2
保守	比例	2 9 8	—	2 9 8
	選挙区	6 5	—	6 5
みらい	比例	1 5 2	—	1 5 2
	選挙区	9 6		9 6